

西川町月山ブランド認証書

西川町月山ブランド認証制度実施要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり西川町月山ブランド品として認証する。

平成26年6月30日

株式会社 米月山
代表取締役 高橋春二 殿

西川町長 小川 一 博

ブランド品目名	1 白い発芽胚芽米「月山まんま」1kg、450g 2 白い発芽胚芽米「月山まんま」25%入り 西川産「はえぬき」無洗米5kg
認証の有効期間	平成26年7月1日～平成29年6月30日
認証の条件	<ul style="list-style-type: none">原料米は1.95mmの網目以上の「はえぬき」の1等米とし白い発芽胚芽米として加工した米を含む物に限りブランドと認証するブランドマークは、株式会社米月山の責任において株式会社米月山が出荷したブランド品に貼付する。申請した残留農薬検査、農薬散布時期回数に反し農薬等を多く使用した場合には認証を取消すものとする。